

第18回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年7月30日（木曜日）9時半から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 8月1日から8月末日までの施設利用について

(2) その他

山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について

(7月29日 8時現在)

(1) 山口県での感染者数 51人 (入院等11人 退院40人)

(市町別)

●下関市	11件
●宇部市	4件
●山口市	10件
●防府市	4件
●下松市	6件
●岩国市	4件
●光市	4件
●周南市	6件
●山陽小野田市	2件

(2) PCR検査の状況について 累計3,562件

月日	曜日	実施件数	陽性件数
7月 21日	火	59	0
7月 22日	水	55	3
7月 23日	木	65	2
7月 24日	金	71	0
7月 25日	土	41	0
7月 26日	日	11	3
7月 27日	月	25	1
7月 28日	火	148	0

(3) 相談件数 32,316件

山口県内の発生状況について

No	居住地	性別	年代	職業	備考
1	下関市	男性	40歳代	会社員	
2	下関市	女性	40歳代	1例目の配偶者	
3	下関市	不明	不明	1例目の子ども(小学生)	性別は公表されていない
4	下関市	男性	40歳代	会社員	フィリピン国籍
5	山口市	男性	20歳代	学生	
6	山口市	女性	40歳代	主婦	5例目の濃厚接触者(母親)
7	下関市	男性	20歳代	不明	
8	下松市	男性	40歳代	会社員	
9	周南市	男性	30歳代	会社員	
10	周南市	男性	40歳代	会社員	
11	下松市	男性	40歳代	会社員	
12	下松市	男性	50歳代	会社員	
13	周南市	女性	20歳代	休職中	第10例目の濃厚接触者
14	周南市	男性	40歳代	会社員	第9例目の濃厚接触者
15	光市	男性	20歳代	会社員	第11例目の濃厚接触者
16	下松市	男性	60歳代	不明	第11例目の濃厚接触者
17	光市	女性	60歳代	主婦	第15例目の濃厚接触者
18	山口市	男性	50歳代	公務員	三重県で発生した事例の濃厚接触者
19	岩国市	男性	10歳代	専門学生	福岡県在中で岩国市へ帰省中
20	岩国市	女性	30歳代	介護職	第19例目の濃厚接触者
21	岩国市	女性	10歳代	製造業	第19例目の濃厚接触者
22	下関市	男性	70歳代	公務員	
23	山口市	男性	30歳代	会社員	
24	山口市	女性	30歳代	主婦	第23例目の濃厚接触者
25	宇部市	男性	40歳代	教員	
26	山口市	男性	50歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
27	防府市	女性	10歳代	職員	第25例目の濃厚接触者
28	防府市	男性	40歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
29	山口市	男性	20歳代	不明	第26例目の濃厚接触者 東京から帰省中
30	下松市	男性	20歳代	会社員	第27例目の濃厚接触者
31	防府市	男性	50歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
32	山陽小野田市	男性	50歳代	会社員	第23例目の濃厚接触者
33	山口市	男性	60歳代	会社員	
34	下松市	男性	40歳代	会社員	第8例目再発(34例目として取扱)
35	光市	男性	70歳代	無職	
36	光市	女性	70歳代	無職	第35例目の濃厚接触者
37	周南市	男性	50歳代	会社員	第35例目の濃厚接触者

No	居住地	性別	年代	職業	備考
38	宇部市	女性	20歳代	無職	尼崎市55例目の接触者(陽性確定:7/15)
39	周南市	男性	20歳代	学生	岡崎市10例目の接触者 (陽性確定:7/16)
40	宇部市	女性	20歳代	医療従事者	岡崎市10例目の接触者 (陽性確定:7/16)
41	山口市	男性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/16)
42	山口市	男性	10歳代	学生	(陽性確定:7/17)
43	下関市	女性	20歳代	学生	下関市へ帰省者(陽性確定:7/22)
44	防府市	女性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/22)
45	山陽小野田市	男性	30歳代	会社員	(陽性確定:7/22)
46	宇部市	男性	20歳代	自営業者	第44例目の関係者(陽性確定:7/23)
47	下関市	男性	40歳代	会社員	第45例目の関係者(陽性確定:7/23)
48	下関市	男性	30歳代	公務員	(陽性確定:7/26)
49	下関市	男性	10歳代	学生	(陽性確定:7/26)
50	下関市	女性	20歳代	会社員	第48例目の濃厚接触者(陽性確定:7/26)
51	岩国市	女性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/27)

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・國藤・植田・井上・寺井
直通 03(6257)3085

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	1000人
	屋外	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	5000人
	屋外	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	5000人
	屋外	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

< 具体的な当てはめ >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応 、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理 できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応 、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも 感染対策徹底 、主催者による 試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、 厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底 、主催者による 試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○ * 特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理 できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、 厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底 、主催者による 試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスター**の**発生原因**や**それへの有効な対策等**に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持			○

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
時期	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 * クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

8月1日から8月末日までの施設利用について

1 主な利用条件

- 屋内貸館施設について、引き続きソーシャルディスタンスを踏まえ、施設ごとに人数制限を行う。
- 屋内運動施設の利用について、引き続き「収容人数の半分以下、かつソーシャルディスタンスを確保できる人数」とする。
- 屋外施設の利用について、引き続き「5,000人以下での利用」とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名	8月1日からの制限内容	7月31日までの制限内容
1		市民体育館	トレーニングルーム	利用制限 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 21時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の 感染防止対策を実施する。
			楽屋1、スタジオ	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
2	市民部	不二輸送機ホール	大ホール	利用制限 利用人数370人以下(固定席746の1/2程度)とする。
			小ホール	利用制限 利用人数を60人以下とする。
3		市民館	調理室	利用制限 利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、拭きは横一列で短時間とするなど 「新しい生活様式」の実施。
			文化ホール	利用制限 利用人数210人以下(固定席436の1/2程度)とする。
5	福祉部	スマイルキッズ	キッズキッチン	利用休止 幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策 の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。
			キッズキッチン以外	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。
6		児童館		利用制限なし。

No	担当部	施設名	8月1日からの制限内容	7月31日までの制限内容
7	経済部	商工センター	2、3階会議室	変更なし 利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。
8		勤労青少年ホーム (小野田、山陽)		変更なし 公民館の利用条件と同様とする。
9	教育委員会	公民館	調理室	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			音楽室	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
		調理室	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	
10		きらら交流館	サウナ	利用制限 3人までの利用とする。
11		中央図書館	個人席 DVD試聴ブース	利用制限 半数の利用に限る。 利用制限 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。